

こども医療費助成制度について

(高校生)

川西市では、健康保険加入の高校生の入院医療費を助成しています。(生活保護を受けている方は対象となりません)

◆**所得制限**◆ なし(令和5年7月から所得制限は撤廃されました)

◆**対象者及び助成内容**◆

対象者	一部負担金	
	外来	入院
高校1年生～高校3年生(※)		無料

※18歳到達後最初の3月31日までの方。高等学校などに通っていない方も対象です。ただし、自身で生計維持している方を除きます。詳しくは、医療助成・年金課に確認ください。

- 医療費の助成の対象は**健康保険適用の診療分のみ**になります。
- 保険外の診療分(自費診療分、健康診断、予防接種、入院時の食事療養費、室料差額など)は**助成対象外**です。市(町村)民税非課税世帯の方は、申請すると入院時の食事代が減額される場合がありますので入院前にご加入の健康保険に申請してください。(非課税証明書が必要な場合があります。)
- 自立支援医療(精神通院医療・更生医療)や特定疾患など、他の公費負担医療の給付が受けられる場合は、その公費負担医療が優先適用となり、こども医療費助成制度の**助成対象外**です。
※小児慢性特定疾病及び自立支援医療(育成医療)については、申請により医療費の助成が受けられます。申請の方法は下記◆**助成方法について**◆参照
- 学校でのけが等で独立行政法人日本スポーツ振興センターが行なう災害共済給付を受けられる場合は助成対象となりません。

◆**助成方法について**◆

一旦医療機関にて健康保険の負担割合で支払い、診療月の翌月以降に下記の持ち物を持参し支給申請の手続きを行ってください。

【医療費の支給申請に必要なもの】

①医療機関(病院や薬局)発行の領収書の原本 ②健康保険証又は資格確認書 ③銀行等の口座情報がわかるもの(④健康保険の支給済証明書等の原本 ※1)(⑤小児慢性特定疾病受給者証・自立支援医療受給者証(育成医療)及び自己負担額上限管理票 ※2)



※1 健康保険の支給済証明書等が必要な場合(下記の場合、ご加入の健康保険で先に手続きが必要です。)

- 「高額療養費」や「家族療養費付加金」に該当する支給がある場合
- 医療機関の窓口で10割負担で支払った場合
例) コルセット等の補装具の購入(医師の意見書・装着証明書も必要です)
保険証の不提示 等

*上記の手続きのために領収書や医師の意見書等の原本を健康保険へ提出される場合は、コピーで可。

※2 小児慢性特定疾病及び自立支援医療(育成医療)をお持ちの方は必ず持参ください。

【支給申請の流れ】

医療費の支給申請	診療月の翌月以降に月単位でまとめて申請してください。 (時効は5年です。※健康保険の給付の時効は2年です)
口座に振込み	毎月7日までに申請いただければ翌月10日に振込みます。 (振込み前に支給決定通知を送付いたします)



【問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市役所 1階8番 医療助成・年金課 医療担当
直通電話 072-740-1108

「このチラシは市役所内で印刷しています。」